評議員会招集手続省略に係る同意書

　私は、社会福祉法第45条の９第10項で準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第183条の規定に基づき、下記事項について評議員会を開催することに同意します。

記

１　開催日時 　○○年○○月○○日　午前(午後)○○時

２　開催場所 　社会福祉法人○○○　法人本部○○室

３　目的事項 　第○号議案　○○○○

社会福祉法人○○○

理事長　○○　○○　様

　　　年　　　月　　　日

氏名　　　　　　　　　　　㊞

【社会福祉法】

（評議員会の運営）

第45条の9　定時評議員会は、毎会計年度の終了後一定の時期に招集しなければならない。

2～9　（略）

10　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第181条から第183条まで及び第192条の規定は評議員会の招集について、同法第194条の規定は評議員会の決議について、同法第195条の規定は評議員会への報告について、それぞれ準用する。この場合において、同法第181条第1項第3号及び第194条第3項第2号中「法務省令」とあるのは、「厚生労働省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

【一般社団法人及び一般財団法人に関する法律】

（招集手続の省略）

第183条　[前条](javascript:void(0);)の規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。